

島根県報

第一、五二九号

平成十五年十二月九日

(火曜日)

目次

告示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者 (高齢者福祉課) 一
の指定

保安林の指定の解除 (森林整備課) 一

保安林予定森林 () 一

解除予定保安林 () 二

保安林の指定施業要件の変更 () 二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の (環境生活総務課) 二

縦覧(四件) (都市計画課) 四

都市計画の決定案の縦覧(八件) () 四

開発行為に関する工事の完了 () 七

告

示

島根県告示第千二十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年十二月九日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 放棄会	通所介護	デイサービスセンター ターさんべ	大田市三瓶町池 田三三〇三・一	平成十五年十二 月一日
医療法人社団 水澄み会	通所介護	デイサービスセン ターはまぼっふ う	浜田市久代町一 番七	平成十五年十二 月一日

島根県告示第千二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月九日

島根県知事 澄田信義

一 解除に係る保安林の所在場所

出雲市浜町字内藤川添二八二の二五四

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第千二十五号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月九日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

邇摩郡仁摩町大字大國町字尾才迫一〇五の一、字ヲサイ迫三三三八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに仁摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第千二十六号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月九日

島根県知事 澄 田 信義

一 解除予定保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字高津屋字朝日四九六の二四、大字吉野字古鑑向六六六の一九

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

島根県告示第千二十七号

次の保安林の指定実施要件を変更する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月九日

島根県知事 澄 田 信義

一 指定実施要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

能義郡伯太町大字下十年畑六八七の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び伯太町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十二月九日

島根県知事 澄 田 信義

一 申請のあった年月日

平成十五年十一月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 たきフィンランド協会

三 代表者の氏名

石飛 正

四 主たる事務所の所在地

簸川郡多伎町大字小田一五〇番地三七

五 定款に記載された目的

この法人は、生活・文化・スポーツ・教育・経済等の交流を通じて、多伎町民並びに会員とフィンランド共和国国民との相互理解を深め、友好・親善関係を推進することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十二月九日

島根県知事 澄田信義

一 申請のあつた年月日

平成十五年十一月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あだんちゃ

三 代表者の氏名

浜田孝志

四 主たる事務所の所在地

松江市内中原町二四三番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、松江市内の人々に対し、地域福祉サービス活動や市民生活支援活動などに関する事業を行い、住みよい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十二月九日

島根県知事 澄田信義

一 申請のあつた年月日

平成十五年十一月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ひらたスポーツ・文化振興機構

三 代表者の氏名

牧野昭雄

四 主たる事務所の所在地

平田市平田町二九六〇番地一
 五 定款に記載された目的
 この法人は、地域住民に対し、スポーツ及び文化・芸術の振興に関する事業を行うことにより、スポーツ及び文化・芸術の発展に寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類
 定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

七 縦覧期間
 申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所
 県政情報センター（県庁南庁舎一階）
 特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。
 平成十五年十二月九日

一 申請のあった年月日
 平成十五年十一月二十八日
 島根県知事 澄 田 信 義

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人 しあわせサーピス

三 代表者の氏名
 永田 功

四 主たる事務所の所在地
 八束郡美保関町大字北浦七二八番地
 五 定款に記載された目的
 この法人は、在宅で援助が必要な高齢者や障害を持つ人及びその家族、その他の手助

けを必要とする人々に対して、住民参加とたすけあいの精神のもとに、地域に根ざした介護サービス等を提供し、すべての人が安心して暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類
 定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

七 縦覧期間
 申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所
 県政情報センター（県庁南庁舎一階）
 特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
 なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。
 平成十五年十二月九日

一 都市計画の種類
 島根県知事 澄 田 信 義

二 都市計画を整備、開発及び保全の方針
 浜田都市計画を決定する土地の区域
 浜田都市計画区域の全域

三 縦覧場所
 島根県土木部都市計画課並びに浜田市役所

四 縦覧期間
 平成十五年十二月九日から平成十五年十二月二十四日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年十二月九日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

大田都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を決定する土地の区域

大田都市計画区域の全域

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課並びに大田市役所

四 縦覧期間

平成十五年十二月九日から平成十五年十二月二十四日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年十二月九日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

六道都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を決定する土地の区域

六道都市計画区域の全域

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課並びに六道町役場

四 縦覧期間

平成十五年十二月九日から平成十五年十二月二十四日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年十二月九日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

横田都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を決定する土地の区域

横田都市計画区域の全域

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課並びに横田町役場

四 縦覧期間

平成十五年十二月九日から平成十五年十二月二十四日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年十二月九日

一 都市計画の種類

仁多都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を決定する土地の区域

仁多都市計画区域の全域

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課並びに仁多町役場

四 縦覧期間

平成十五年十二月九日から平成十五年十二月二十四日まで

島根県知事 澄田信義

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
 なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年十二月九日

一 都市計画の種類

大社都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を決定する土地の区域

大社都市計画区域の全域

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課並びに大社町役場

四 縦覧期間

平成十五年十二月九日から平成十五年十二月二十四日まで

島根県知事 澄田信義

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
 なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年十二月九日

一 都市計画の種類

桜江都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を決定する土地の区域

桜江都市計画区域の全域

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課並びに桜江町役場

四 縦覧期間

平成十五年十二月九日から平成十五年十二月二十四日まで

島根県知事 澄田信義

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
 なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年十二月九日

一 都市計画の種類

津和野都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を決定する土地の区域

津和野都市計画区域の全域

三 縦覧場所

島根県知事 澄田信義

島根県土木部都市計画課並びに津和野町役場
縦覧期間

平成十五年十二月九日から平成十五年十二月二十四日まで

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十二月九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 開発区域

邑智郡川本町大字因原五六二番一

面積 七、五三八・〇九平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市下本郷町二〇六番地五

株式会社 ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚道正

平成十五年十二月九日印刷
平成十五年十二月九日発行

発行者
島
根
県

発行所
印刷所
松江学
園南
松島
陽根
印刷
所

定価一箇月
金二千四百三十円(送料共)

毎週火・金曜日発行